

廃 止 届

事 項	毒物劇物販売業等を廃止したとき
根拠法令	法第10条 施行令第36条の2 施行規則第11条
提出部数	毒物劇物輸入業、製造業者、特定毒物研究者 2部提出（正1部 薬事管理課、副1部 保健所） 毒物劇物販売業者 長野市内：1部提出、長野市以外：2部提出
添付書類	1 登録票（紛失のときは理由書） 注） 特定毒物を所有する場合は、「特定毒物所有品目及び数量届」を提出すること。
そ の 他	30日以内に届け出られなかった場合には遅延理由書

廃 止 届

業 務 の 種 別			
登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日	第	号	年 月 日
製造所(営業 所、店舗、主 たる研究所)	所 在 地		
	名 称		
廃 止 年 月 日	年	月	日
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、 数量及び保管又は処理 の方法	品 名	数 量	保管又は処理方法
備 考			

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

長野県知事
市長

殿